

# 長寿化で増えてくる お客様の疑問にはこう答えよう



木内 清章 産業能率大学講師

超長寿社会の進展に伴い、お客様から聞かれやすい疑問点についての対応方法を解説する。

## 年金は受け取る 年齢を後にすると たくさんもらえる？



1

請求時の年齢と受給額の具体的な増額率は、概ね次のとおりである。

66歳0カ月～66歳11カ月の増額率	8・4～16・1%
67歳0カ月～67歳11カ月の増額率	16・8～24・5%
70歳0カ月以降の増額率	42・0%

### 健康状態を勘案して判断

さらに現行制度では、1942年4月2日以降に生まれた人については、老齢基礎年金と老齢厚生年金の2階建てで支給となっている場合、それぞれ別々に繰下げ時期を選択することができる。

これから年金を受け取る世代は通常、65歳の受給開始時点で支給請求を行う。ただ、受給開始時期を66歳0カ月、67歳0カ月と「月単位」で繰り延べていくことができる。その年数・月数に応じて受給額が増えていくことが本制度の骨格である。

まず、従前からの制度として、1941年4月2日以降に生まれた人（2018年1月現在、77歳または76歳）は、本来は65歳から始まる老齢基礎年金の受給開始時期を繰り下げていける。繰下げにより、一生涯にわたり、受け取り始め以降の年金支給額は増額される。

アドバイスとして留意したい点は、繰り下げることで作った空白期間・金額と、受給開始以降に受け取っていく金額を比べてみることである。仮にも80歳になる前に死亡するようなことになれば、生涯受取額ではむしろ損をすることもあるだろう。自身の健康状態などを勘案して判断すべきものといえる。

## 老人ホームや 介護施設の 費用はどのくらい？



2

80 を超えるような高齢になると、どうしてもある程度の介護が必要となるが、自宅で親族が一切をフォローすることは現実的になかなか難しい。この場合に頼るべき施設としては、公的なもの・民間のもの二つがある。

状態にあることが条件であり、それでも地域によっては相当期間の待機を余儀なくされることも多いのが実情である。

### 価値観をヒアリングする

一方、民間のものとしては、介護付き有料老人ホームがある。こちらは費用面では月額15～30万円程度（食費負担によって差違が大きくなる）であるが、当初の入居保証金が相当額になる施設が多い。

これが数千円クラスの施設となると、一種のホテルのような快適な住環境を提供してくれる点はメリットであるが、支払った入居保証金は10年程度で償却されていく。つまり、入居した高齢者が死亡した際に、遺族のもとに返還される入居保証金の額は極めて少額となるおそれが高いのである。

こうしてみると、お客様の財産状況によって、選択できる施設のグレードも様々となってくる。お客様が何を求めているのか、価値観をヒアリングすることが大切であろう。

## 離婚・再婚や 配偶者の死亡で 年金はどうなるの？



3

まず、離婚となった場合だが、合意分割制度がある。

### 再婚による失権に留意

一方、配偶者と死別した場合はいくつかのパターンに分かれるため、例を挙げて整理してみたい。

夫が老齢基礎年金（月額7万円弱）＋老齢厚生年金10万円、妻が老齢基礎年金＋老齢厚生年金3万円をもらっている状況で、夫が死亡したとする。この場合、次の三つの中で最も多い額が妻に支給されていくことになる。

①妻自身の老齢基礎年金＋老齢厚生年金  
②妻の老齢基礎年金＋夫の老齢厚生年金の75%分  
③妻の老齢基礎年金＋夫の老齢厚生年金および妻の老齢厚生年金各々50%

この分割は、夫婦双方で按分割合を定めることのほか、裁判手続きによって定めることもできる。

ただし、請求期間は離婚をした日の翌日から2年間とされているため、遅きに失しないように留意が必要である。さらに、いわゆる内縁の妻など事実婚の状態が解消さ

る。請求時の年齢と受給額の具体的な増額率は、概ね次のとおりである。

66歳0カ月～66歳11カ月の増額率	8・4～16・1%
67歳0カ月～67歳11カ月の増額率	16・8～24・5%
70歳0カ月以降の増額率	42・0%